

X i サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[改 正]							[現 行]								
第1章～第14章 (略)							第1章～第14章 (略)								
料金表 (略)							料金表 (略)								
別表1～別表7 (略)							別表1～別表7 (略)								
別表8 国際アウトローミングに係る外国の電気通信事業者							別表8 国際アウトローミングに係る外国の電気通信事業者								
1 2以外のもの							1 2以外のもの								
地域		事業者名		利用できる通信の種類及び国際アウトローミング利用料の区分(通話モード又は64kb/sデジタル通信モードにより国際アウトローミングに係る電気通信回線へ着信する通信に係るものを除きます。)に係るグループ			地域		事業者名		利用できる通信の種類及び国際アウトローミング利用料の区分(通話モード又は64kb/sデジタル通信モードにより国際アウトローミングに係る電気通信回線へ着信する通信に係るものを除きます。)に係るグループ				
				通話モード	64kb/sデジタル通信モード	データ通信モード	ショートメッセージ通信モード					通話モード	64kb/sデジタル通信モード	データ通信モード	ショートメッセージ通信モード
南・北アメリカ地方	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	南・北アメリカ地方	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)
アジア地方	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	アジア地方	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)

オセアニア地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
ヨーロッパ地方	アイルランド	<u>Three Ireland Services (Hutchison) Limited</u>	(略)	(略)	(略)	(略)	
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
		<u>Meteor Mobile Communications</u>	△ 6	二	△ A △ ● △ II	△	
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
	スロバキア共和国	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		O2 Slovakia, s.r.o.	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
	ロシア	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
<u>Tvoi Mobil'nye Tekhnologii Limited liability company</u>		△ 7	二	△ A △ ● △ III	△		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
アフリカ地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	

オセアニア地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
ヨーロッパ地方	アイルランド	O2 Communications (Ireland) Limited	(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
ヨーロッパ地方	スロバキア共和国	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		Telefónica Slovakia,s.r.o.	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
ヨーロッパ地方	ロシア	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
アフリカ地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

セーシェル共 和国	Cable and Wireless (Seychelles) Ltd	△ Z	二	△ A	△
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)					

(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)					

(注) 通信の種類のうち△印が付されているものについては、平成 28 年 3 月 31 日までの間において提供開始予定であり、それぞれ提供が開始されたときにはインターネット等を利用してそのことを掲示します。

(注) 通信の種類のうち△印が付されているものについては、平成 28 年 1 月 31 日までの間において提供開始予定であり、それぞれ提供が開始されたときにはインターネット等を利用してそのことを掲示します。

2 (略)

2 (略)

別表 9

別表 9

1 通話モードに係るもの

1 通話モードに係るもの

通話先区分	取扱地域
南・北アメリカ地方	(略)
アジア地方	(略)
オセアニア地方	(略)

通話先区分	取扱地域
南・北アメリカ地方	(略)
アジア地方	(略)
オセアニア地方	(略)

ヨーロッパ地方	(略)	(略)	ヨーロッパ地方	(略)	(略)
アフリカ地方	アフリカ	アセンション島(7)、アルジェリア民主人民共和国(7)、アンゴラ共和国(7)、ウガンダ共和国(7)、エジプト・アラブ共和国(7)、エチオピア連邦民主共和国(7)、ガーナ共和国(7)、カーボヴェルデ共和国(7)、ガボン共和国(7)、カメルーン共和国(7)、ガンビア共和国(7)、ギニア共和国(7)、ギニアビサウ共和国(7)、ケニア共和国(7)、コートジボワール共和国(7)、△コモロ連合(4)、コンゴ共和国(7)、コンゴ民主共和国(7)、サントメ・プリンシペ民主共和国(7)、ザンビア共和国(7)、シエラレオネ共和国(7)、ジブチ共和国(2)、ジンバブエ共和国(4)、スーダン共和国(7)、スワジランド王国(7)、赤道ギニア共和国(7)、セーシェル共和国(4)、セネガル共和国(7)、タンザニア連合共和国(7)、チャド共和国(7)、中央アフリカ共和国(7)、チュニジア共和国(7)、トーゴ共和国(7)、ナイジェリア連邦共和国(7)、ナミビア共和国(7)、ニジェール共和国(7)、ブルキナファソ(7)、ブルンジ共和国(7)、ベナン共和国(7)、△ボツワナ共和国(7)、△マイヨット島(7)、マダガスカル共和国(7)、マラウイ共和国(7)、マリ共和国(7)、南アフリカ共和国(7)、△南スーダン共和国(7)、モーリシャス共和国(2)、モーリタニア・イスラム共和国(7)、モザンビーク共和国(7)、モロッコ王国(7)、リビア(7)、リベリア共和国(7)、ルワンダ共和国(7)、レソト王国(7)、レユニオン島(7)	アフリカ地方	アフリカ	アセンション島(7)、アルジェリア民主人民共和国(7)、アンゴラ共和国(7)、ウガンダ共和国(7)、エジプト・アラブ共和国(7)、エチオピア連邦民主共和国(7)、ガーナ共和国(7)、カーボヴェルデ共和国(7)、ガボン共和国(7)、カメルーン共和国(7)、ガンビア共和国(7)、ギニア共和国(7)、ギニアビサウ共和国(7)、ケニア共和国(7)、コートジボワール共和国(7)、△コモロ連合(4)、コンゴ共和国(7)、コンゴ民主共和国(7)、サントメ・プリンシペ民主共和国(7)、ザンビア共和国(7)、シエラレオネ共和国(7)、ジブチ共和国(2)、ジンバブエ共和国(4)、スーダン共和国(7)、スワジランド王国(7)、赤道ギニア共和国(7)、セネガル共和国(7)、タンザニア連合共和国(7)、チャド共和国(7)、中央アフリカ共和国(7)、チュニジア共和国(7)、トーゴ共和国(7)、ナイジェリア連邦共和国(7)、ナミビア共和国(7)、ニジェール共和国(7)、ブルキナファソ(7)、ブルンジ共和国(7)、ベナン共和国(7)、△ボツワナ共和国(7)、△マイヨット島(7)、マダガスカル共和国(7)、マラウイ共和国(7)、マリ共和国(7)、南アフリカ共和国(7)、△南スーダン共和国(7)、モーリシャス共和国(2)、モーリタニア・イスラム共和国(7)、モザンビーク共和国(7)、モロッコ王国(7)、リビア(7)、リベリア共和国(7)、ルワンダ共和国(7)、レソト王国(7)、レユニオン島(7)

2 (略)

附 則 (平成 28 年 1 月 25 日経企第 1702 号)
この改正規定は平成 28 年 2 月 1 日から実施します。

2 (略)

オセアニア地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
ヨーロッパ地方	アイルランド	<u>Three Ireland Services (Hutchison) Limited</u>	(略)	(略)	(略)	(略)	
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
		<u>Meteor Mobile Communications</u>	△ 6	二	△ A △ ● △ II	△	
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
	スロバキア共和国	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		O2 Slovakia, s.r.o.	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
	ロシア	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
<u>Tvoi Mobil'nye Tekhnologii Limited liability company</u>		△ 7	二	△ A △ ● △ III	△		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
アフリカ地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	

オセアニア地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
アイルランド	O2 Communications (Ireland) Limited	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
スロバキア共和国	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	Telefónica Slovakia,s.r.o.	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
ロシア	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
アフリカ地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

セーシェル共 和国	Cable and Wireless (Seychelles) Ltd	△ Z	二	△ A	△
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)					

(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)					

(注) 通信の種類のうち△印が付されているものについては、平成 28 年 3 月 31 日までの間において提供開始予定であり、それぞれ提供が開始されたときにはインターネット等を利用してそのことを掲示します。

(注) 通信の種類のうち△印が付されているものについては、平成 28 年 1 月 31 日までの間において提供開始予定であり、それぞれ提供が開始されたときにはインターネット等を利用してそのことを掲示します。

2 (略)

2 (略)

別表 10

別表 10

1 通話モードに係るもの

1 通話モードに係るもの

通話先区分	取扱地域
南・北アメリカ地方	(略)
アジア地方	(略)
オセアニア地方	(略)

通話先区分	取扱地域
南・北アメリカ地方	(略)
アジア地方	(略)
オセアニア地方	(略)

ヨーロッパ地方	(略)	(略)	ヨーロッパ地方	(略)	(略)
アフリカ地方	アフリカ	アセンション島(7)、アルジェリア民主人民共和国(7)、アンゴラ共和国(7)、ウガンダ共和国(7)、エジプト・アラブ共和国(7)、エチオピア連邦民主共和国(7)、ガーナ共和国(7)、カーボヴェルデ共和国(7)、ガボン共和国(7)、カメルーン共和国(7)、ガンビア共和国(7)、ギニア共和国(7)、ギニアビサウ共和国(7)、ケニア共和国(7)、コートジボワール共和国(7)、△コモロ連合(4)、コンゴ共和国(7)、コンゴ民主共和国(7)、サントメ・プリンシペ民主共和国(7)、ザンビア共和国(7)、シエラレオネ共和国(7)、ジブチ共和国(2)、ジンバブエ共和国(4)、スーダン共和国(7)、スワジランド王国(7)、赤道ギニア共和国(7)、セーシェル共和国(4)、セネガル共和国(7)、タンザニア連合共和国(7)、チャド共和国(7)、中央アフリカ共和国(7)、チュニジア共和国(7)、トーゴ共和国(7)、ナイジェリア連邦共和国(7)、ナミビア共和国(7)、ニジェール共和国(7)、ブルキナファソ(7)、ブルンジ共和国(7)、ベナン共和国(7)、△ボツワナ共和国(7)、△マイヨット島(7)、マダガスカル共和国(7)、マラウイ共和国(7)、マリ共和国(7)、南アフリカ共和国(7)、△南スーダン共和国(7)、モーリシャス共和国(2)、モーリタニア・イスラム共和国(7)、モザンビーク共和国(7)、モロッコ王国(7)、リビア(7)、リベリア共和国(7)、ルワンダ共和国(7)、レソト王国(7)、レユニオン島(7)	アフリカ地方	アフリカ	アセンション島(7)、アルジェリア民主人民共和国(7)、アンゴラ共和国(7)、ウガンダ共和国(7)、エジプト・アラブ共和国(7)、エチオピア連邦民主共和国(7)、ガーナ共和国(7)、カーボヴェルデ共和国(7)、ガボン共和国(7)、カメルーン共和国(7)、ガンビア共和国(7)、ギニア共和国(7)、ギニアビサウ共和国(7)、ケニア共和国(7)、コートジボワール共和国(7)、△コモロ連合(4)、コンゴ共和国(7)、コンゴ民主共和国(7)、サントメ・プリンシペ民主共和国(7)、ザンビア共和国(7)、シエラレオネ共和国(7)、ジブチ共和国(2)、ジンバブエ共和国(4)、スーダン共和国(7)、スワジランド王国(7)、赤道ギニア共和国(7)、セネガル共和国(7)、タンザニア連合共和国(7)、チャド共和国(7)、中央アフリカ共和国(7)、チュニジア共和国(7)、トーゴ共和国(7)、ナイジェリア連邦共和国(7)、ナミビア共和国(7)、ニジェール共和国(7)、ブルキナファソ(7)、ブルンジ共和国(7)、ベナン共和国(7)、△ボツワナ共和国(7)、△マイヨット島(7)、マダガスカル共和国(7)、マラウイ共和国(7)、マリ共和国(7)、南アフリカ共和国(7)、△南スーダン共和国(7)、モーリシャス共和国(2)、モーリタニア・イスラム共和国(7)、モザンビーク共和国(7)、モロッコ王国(7)、リビア(7)、リベリア共和国(7)、ルワンダ共和国(7)、レソト王国(7)、レユニオン島(7)

2 (略)

附 則 (平成 28 年 1 月 25 日経企第 1702 号)
この改正規定は平成 28 年 2 月 1 日から実施します。

2 (略)

I P 通 信 網 サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[改 正]	[現 行]								
<p>第 1 章～第 9 章 (略)</p> <p>第 10 章 通信</p> <p>第 36 条 (略)</p> <p>(通信利用の制限等)</p> <p>第 37 条 I P 通信網サービスに係る通信が著しくふくそうしたときは、通信の全部を接続することができないことがあります。この場合において、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うための措置は、特定 F T T H 事業者の定めるところによります。</p> <p>2 前項の規定によるほか、別表 2 (付加機能) に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。</p> <p>3 (略)</p> <p>第 11 章～第 15 章 (略)</p> <p>料金表 (略)</p> <p>別表 1 (略)</p> <p>別表 2 付加機能</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">種 類</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">提供条件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="vertical-align: top; padding: 5px;">ドコモ net 機能 (1)～(4) (略)</td> <td style="vertical-align: top; padding: 5px;">(1)～(11) (略) <u>(12) 当社は、この機能を利用している契約者からインターネット接続サービスに係る通信の相手先について当社に名前解決の請求があった場合は、その相手先と当社が別に定めるアドレスリストとの間の照会を目的として検知を行うものとします。この場合において、その相手先がその契約者又は第三者の権利を侵害するおそれがあると判断したときは、その契約者回線からの通信を制限する措置をとることがあります。</u> <u>ただし、この機能を利用している契約者からあらかじめ検知を行わない設定を行ったときは、この限りではありません。</u></td> </tr> </tbody> </table>	種 類	提供条件	ドコモ net 機能 (1)～(4) (略)	(1)～(11) (略) <u>(12) 当社は、この機能を利用している契約者からインターネット接続サービスに係る通信の相手先について当社に名前解決の請求があった場合は、その相手先と当社が別に定めるアドレスリストとの間の照会を目的として検知を行うものとします。この場合において、その相手先がその契約者又は第三者の権利を侵害するおそれがあると判断したときは、その契約者回線からの通信を制限する措置をとることがあります。</u> <u>ただし、この機能を利用している契約者からあらかじめ検知を行わない設定を行ったときは、この限りではありません。</u>	<p>第 1 章～第 9 章 (略)</p> <p>第 10 章 通信</p> <p>第 36 条 (略)</p> <p>(通信利用の制限等)</p> <p>第 37 条 I P 通信網サービスに係る通信が著しくふくそうしたときは、通信の全部を接続することができないことがあります。この場合において、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うための措置は、特定 F T T H 事業者の定めるところによります。</p> <p>2 (略)</p> <p>第 11 章～第 15 章 (略)</p> <p>料金表 (略)</p> <p>別表 1 (略)</p> <p>別表 2 付加機能</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">種 類</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">提供条件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="vertical-align: top; padding: 5px;">ドコモ net 機能 (1)～(4) (略)</td> <td style="vertical-align: top; padding: 5px;">(1)～(11) (略)</td> </tr> </tbody> </table>	種 類	提供条件	ドコモ net 機能 (1)～(4) (略)	(1)～(11) (略)
種 類	提供条件								
ドコモ net 機能 (1)～(4) (略)	(1)～(11) (略) <u>(12) 当社は、この機能を利用している契約者からインターネット接続サービスに係る通信の相手先について当社に名前解決の請求があった場合は、その相手先と当社が別に定めるアドレスリストとの間の照会を目的として検知を行うものとします。この場合において、その相手先がその契約者又は第三者の権利を侵害するおそれがあると判断したときは、その契約者回線からの通信を制限する措置をとることがあります。</u> <u>ただし、この機能を利用している契約者からあらかじめ検知を行わない設定を行ったときは、この限りではありません。</u>								
種 類	提供条件								
ドコモ net 機能 (1)～(4) (略)	(1)～(11) (略)								

附 則（平成 28 年 1 月 25 日経企第 1702 号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成 28 年 2 月 1 日から実施します。

（経過措置）

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった I P 通信網サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。